

■ 『成田市地域防災計画の修正要旨』

1. 修正の背景

成田市地域防災計画は、平成 24 年度に東日本大震災の教訓や課題等を反映させるために大幅に修正し、さらに、平成 27 年度には災害対策基本法の改正に基づき「避難行動要支援者」に関する事項について修正しました。

この修正以降も、各地で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、国においては「災害対策基本法」の改正及び「防災基本計画」の修正が、県においては「千葉県地域防災計画」の修正及び「平成 26・27 年度地震被害想定調査」が実施されるなど、大規模広域災害への備えを進めています。

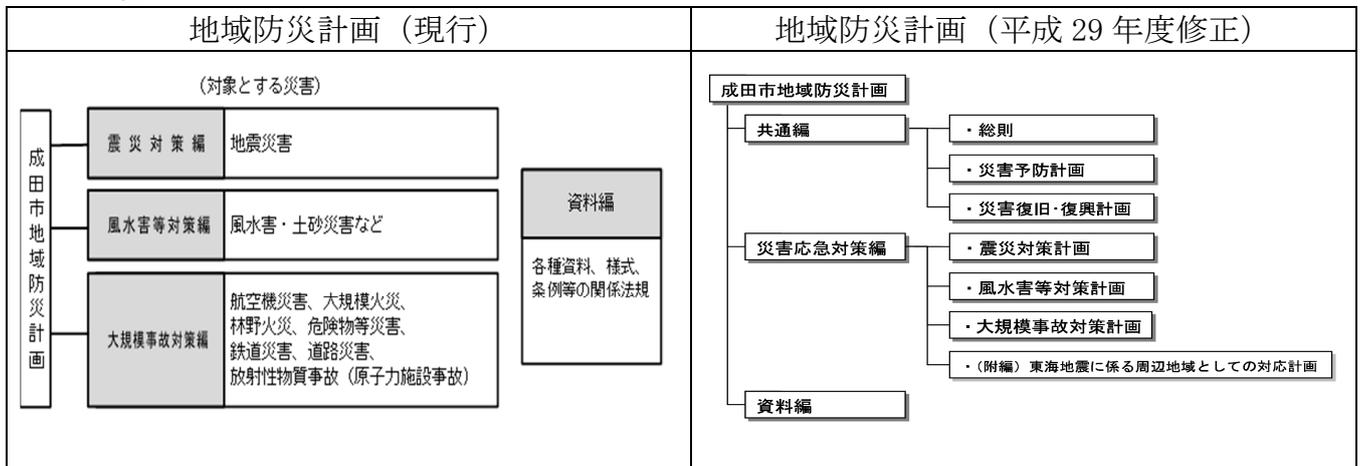
本市においても、これらの動向を踏まえ、平成 28 年度に「成田市防災アセスメント調査」を実施し、地震、洪水災害および土砂災害において想定される被害量を算出しました。

今般の修正は、国・県の防災計画や防災関係法令の改正などと整合を図るとともに、防災アセスメント調査の結果を反映し、本市地域防災計画がさらに実効性の高いものとなるよう、計画の修正を行うものです。

2. 修正の概要

現行の地域防災計画は、「震災対策編」、「風水害等対策編」及び「大規模事故対策編」の 3 編で構成されておりましたが、今般修正する計画では、各編において内容が一部重複していた項目（総則、災害予防計画、災害復旧・復興計画）を「共通編」としてまとめるとともに、災害発生時に必要となる災害の種類ごとの応急対策を「災害応急対策編」として独立させました。

■ 計画の構成



① 共通編

- ・ 総則では、市が実施した成田市防災アセスメント調査結果に基づいた「地震災害」、「洪水災害」及び「土砂災害」の想定される被害量を明らかにすることにより、災害に対する本市の取組方針を記載しました。
- ・ 災害予防計画では、防災意識の向上、防災体制の整備、避難体制の整備、水害の予防に係る内容について見直しました。

② 災害応急対策編

- ・ 震災対策計画では、災害応急活動体制、避難対策、応急医療・救護活動、生活救援、災害派遣・応援要請、住宅対策に係る内容について見直しました。
- ・ 風水害等対策計画では、災害応急活動体制、情報の収集・伝達、避難対策に係る内容について重点的に見直しました。
- ・ 大規模事故対策計画では、災害応急活動体制に係る内容について見直しました。

■ 成田市防災アセスメント調査

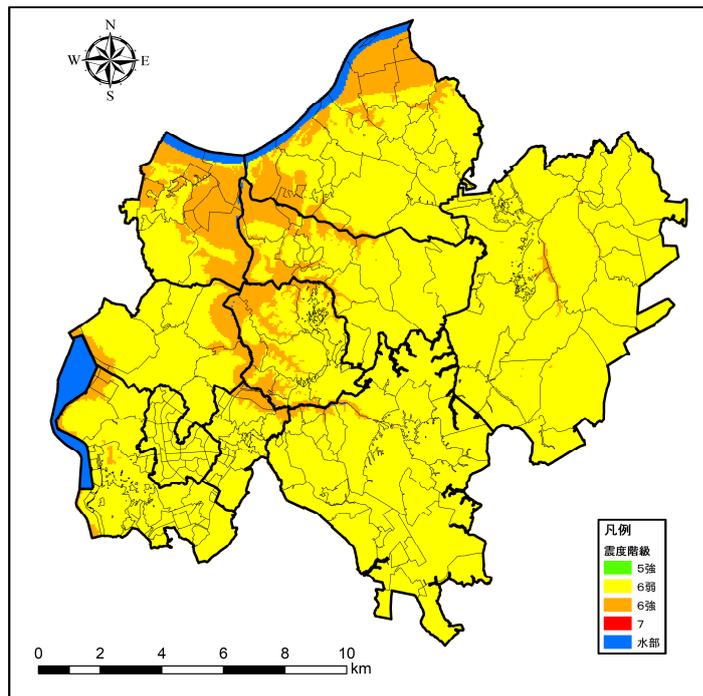
市では、災害に関連する基礎データを収集し、千葉県が実施した「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」の調査結果等を踏まえて、市に及ぼす地震を想定し、建物等の被害量を算出しました。

また、国土交通省が作成した「利根川浸水想定区域（平成 17 年 3 月）」の結果等を踏まえて、浸水に対する影響人口等を算出しました。

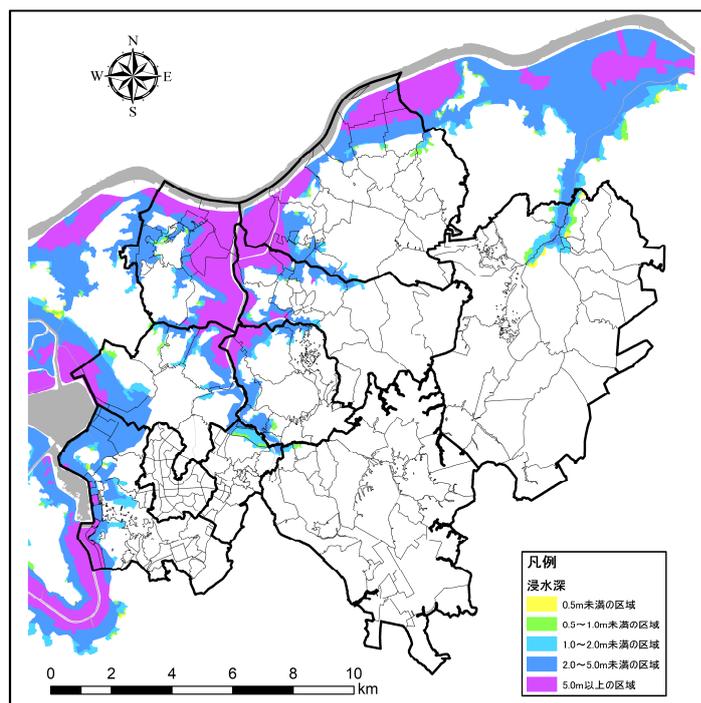
算出した被害量等から地震、風水害、土砂災害ごとに危険性の高い地域を明らかにするとともに、防災上の課題を整理しました。

■ 成田市防災アセスメント調査結果の一部

【成田空港直下を想定地震とした場合の震度階級】



【利根川浸水想定区域（利根川がはん濫した場合の浸水範囲と浸水深）】



3. 修正内容

修正内容は、以下表のとおりです。

※頁に関する凡例は以下のとおり。「共-〇」：共通編の頁、「震-〇」：災害応急対策編 第1章 震災対策計画の頁、「風-〇」：災害応急対策編 第2章 風水害等対策計画の頁、「大-〇」：災害応急対策編 第3章 大規模事故対策計画の頁、「東-〇」：附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画の頁、「資-〇」：資料編 資料集の頁、「様-〇」：資料編 様式集の頁

■ 共通編

章	節	頁	修正内容
第1章 総則	第1節 計画の目的及び構成	共-1	「1 計画の目的及び位置づけ」 ・本計画と関連する計画等との関係を整理し、図示しました。
	第2節 計画の基本的な考え方	共-4	・本計画の基本的な考え方として、「1 減災を重視した防災対策の方向性」、「2 防災体制の強化」、「3 地域防災力の向上」、「4 個別対策の推進」、「5 計画に基づく施策の推進及び見直し」の5項目を挙げました。
		共-4	「1 減災を重視した防災対策の方向性」 ・災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念としました。
		共-4	「2 防災体制の強化」 ・防災体制の強化の柱として、「庁内体制の強化」、「各地区の防災活動の促進」、「指定緊急避難場所の選定、指定避難所の開設運営に係る対応の強化」、「住民への情報発信の強化・推進」の4項目を挙げました。
		共-6	「4 個別対策の推進」 ・関連法等の改正に基づき、特に優先的に取り組むべき「帰宅困難者等対策」、「減災まちづくり」、「要配慮者対策」、「男女共同参画の視点」、「備蓄・物流対策の強化」、「大規模広域災害対策」について、基本的な考え方を見直しました。
	第4節 成田市の地勢概要	共-15	・「1 自然環境」、「2 社会環境」及び「3 災害履歴」に記載されている内容を更新しました。
	第5節 計画の前提条件	共-23	・本市において起こり得る地震、洪水、土砂災害の被害想定結果を基に具体的な災害応急対策を講じることから、平成28年度に実施した「成田市防災アセスメント調査」の調査結果を記載しました。
第2章 災害予防計画	第1節 防災意識の向上	共-38	「1 防災教育」 ・児童生徒等が災害や防災について基本的な事項を理解し、自らの判断で適切に対応できるように、防災教育の具体的な内容を見直しました。
		共-38	「2 自主防災体制の強化」 ・自主防災組織は地域の災害対応の重要な担い手となることから、自主防災組織の育成促進の強化、自主防災組織どうしの連携について見直すとともに、避難所運営委員会の活動体制整備の考え方を新たに記載しました。
		共-41	「3 防災訓練の充実」 ・災害時の円滑な応急活動が図れるよう、総合防災訓練や個別活動訓練の訓練項目の内容を見直しました。

章	節	頁	修正内容
	第2節 地盤災害の予防	共-43	「1 土砂災害の防止」 ・土砂災害の危険性が高い地域の被害の軽減を図るための対策として、住民への土砂災害に関わる情報の周知、警戒避難体制の整備、避難勧告等の発令体制の整備等の内容を見直しました。
	第3節 水害の予防	共-49	「7 避難体制の整備」 ・水防法等の改正に基づき、洪水ハザードマップの整備及び周知、浸水が予想される区域の調査及び周知、避難勧告等の伝達体制の整備、住民からの通報体制の整備等ソフト対策の内容を新規に記載しました。
	第7節 防災体制の整備	共-64	「1 市の防災体制の整備」 ・発災時の初動期では迅速かつ円滑に対応することが重要であることから、平常時から対策本部事務局、各部・各課が行うべき活動内容を見直しました。
共-67		・大規模災害時に他の自治体や関係機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう受援計画の内容を新規に記載しました。	
共-67		「2 応援協力体制の整備」 ・公共的団体や民間団体との円滑な応援協力を進めるため、協定締結の必要性を見直しました。	
共-68		「4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備」 ・大規模災害時には食料等の不足が想定されることから、本市としても引き続き備蓄体制の整備を進め、また住民自らも備蓄意識の高揚に努めることの必要性を見直しました。	
共-73		「9 罹災証明書の交付体制の確立」 ・被災者に対して遅滞なく罹災証明書を交付する必要があることから、罹災証明書の交付体制の考え方を新たに記載しました。	
	第8節 避難体制の整備	共-75	「1 避難所等の指定・整備」 ・災害対策基本法の改正に基づき、本市における指定避難所等の区分とその内容や指定避難所等の指定の考え方、指定避難所等の住民への周知の内容を新たに記載しました。
共-78		「3 避難体制の整備」 ・避難所の運営主体は、本市や関係団体、ボランティアの協力のもと、自治会等の地域団体及び避難者等により構成される自主運営組織（避難所運営委員会）とすることを新たに記載しました。	
	第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備	共-84	「2 要配慮者全般に対する対応」 ・要配慮者の安全確保の体制として、指定避難所内の一室に福祉避難室（要配慮者用スペース）を設置し、要配慮者が必要とする支援の程度等により福祉避難所又は拠点指定避難所の福祉避難室へ移送することを新たに記載しました。
第3章 災害復旧・復興計画	第1節 住民生活安定のための緊急措置	共-99	「1 被災者支援に関する情報提供等」 ・被災者への的確な援護実施、援護の漏れの防止等の観点から被災者台帳作成の必要性を新たに記載しました。

■ 災害応急対策編

章	節	頁	主な修正内容
第1章 震災対策計画	第1節 災害応急活動体制	震-1	「1 市職員の配備」 ・各配備段階における業務を明確にするため、配備体制の名称を変更するとともに、国・県の基準に合わせ自動配備を震度5弱からとする等、市職員の配備基準を見直しました。
		震-2	「2 警戒体制」 ・発災時の初動期に迅速かつ円滑に対応するためには、多くの職員が速やかに集まり、参集報告を行うことが重要であることから、職員の動員及び参集報告の手順を見直しました。
		震-4	「3 非常体制」 ・市の組織変更に加えて、特定の部に業務負担が集中しないようにするため、災害対策本部の事務分掌を見直しました。 ・災害対策本部の運営を円滑に進めるため、組織編成を見直しました。 ・避難所での応急活動を担当する職員（避難所担当職員）の発災時の対応を明確にするため、主な任務を新たに記載しました。
		震-13	「4 災害対応拠点設置予定場所」 ・発災時の各種災害対応拠点を明確にするため、「災害対応拠点設置予定場所」として表として新たに記載しました。
	第3節 情報の収集・伝達	震-22	「3 災害情報等の収集」 ・発災時の各種被害調査項目を明確にするため、調査項目と担当部署・関係機関を表として整理し見直しました。
		震-28	「5 広報活動」 ・住民への情報伝達を正確に実施するため、広報内容における留意点を見直しました。
	第6節 交通の確保・緊急輸送	震-39	「1 緊急輸送道路の確保」 ・災害対策基本法の改正に基づき、道路管理者による放置車両に対する措置の内容を新たに記載しました。
	第7節 避難対策	震-45	「1 避難勧告等」 ・避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」と変更しました。
		震-50	「5 避難所の運営」 ・施設職員がいる又はいないに関わらず指定避難所の開設を円滑に進めるため、両方の場合の指定避難所の開設手順を見直しました。
		震-53	「6 避難所外避難者への支援」 ・車中・テント泊避難者は、エコノミークラス症候群等、健康を害するおそれがあるため、健康相談等の呼びかけを実施する旨を新たに記載しました。
		震-53	「7 広域一時滞在」 ・災害対策基本法の改正に基づき、広域一時滞在の要請、受入れ、広域避難者への支援等の内容を新たに記載しました。
	第8節 応急医療・救護活動	震-55	「1 医療救護活動」、「2 避難所における医療救護活動」及び「3 医薬品等の確保」 ・千葉県災害医療救護計画に基づき、救護本部の設置、医療救護チームの支援要請、避難所における医療救護活動等の内容を新たに記載しました。

章	節	頁	主な修正内容
	第9節 防疫・清掃・廃棄物処理	震-60	「6 動物対策」 ・ペットによるトラブルを防ぐため、避難時の対応は原則動物の管理者が行う等、ペット対応の基本的な考え方を記載しました。
	第10節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬	震-66	「2 遺体の処置」 ・遺体の処置のあり方を明確にするため、図示しました。
	第13節 災害派遣・応援要請	震-80	「1 公共的団体及び民間団体への協力依頼」 ・協定締結団体、未締結団体への協力依頼の内容を明確にするため、協力依頼事例の表の作成等、協力依頼の内容を見直しました。
		震-83	「3 自治体等への応援要請」 ・応援協力を円滑に実施するため、県、指定地方行政機関、県内市町村、協定締結市町村への応援要請手続きの内容を記載しました。
	第16節 住宅対策	震-102	「1 住家の被害認定調査・罹災証明の発行」 ・住家の被害認定調査を迅速かつ的確に実施するため、応援職員の確保・研修等の内容を新たに記載しました。
		震-103	「4 応急仮設住宅の供与等」 ・被災者の意向を踏まえた応急仮設住宅を確保するため、入居希望者の被災状況（住所、被災程度等）及び住宅ニーズの把握の内容を新たに記載しました。
	第17節 ボランティアへの対応	震-105	「1 受入体制の確立」、「2 ボランティア活動」及び「3 ボランティア活動への参加の呼びかけ」 ・ボランティア活動をより効果的に進めるため、災害ボランティアセンターの活動項目を見直しました。
	第18節 要配慮者への対応	震-109	「2 要配慮者への支援」 ・要配慮者への支援を適切に進めるため、避難所内外での要配慮者への支援の考え方を見直しました。
第19節 帰宅困難者等対策	震-112	「4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」 ・帰宅困難者となった要配慮者への支援を実施するため、帰宅困難要配慮者支援施設の内容を新たに記載しました。	
第2章 風水害等 対策計画	第1節 災害応急活動体制	風-1	「1 市職員の配備」 ・特別警報（大雨、暴風）が発表され、本部長が必要と認めたときは非常体制として災害対策本部を設置する等、配備基準における気象警報等の位置付けを見直しました。
		風-2	「2 警戒体制」 ・発災時の初動期に迅速かつ円滑に対応するためには、多くの職員が集まることや参集状況を逐次把握していることが重要であることから、職員の動員、参集報告手順を見直しました。
	第3節 情報の収集・伝達	風-4	「2 災害情報の収集伝達」 ・市が気象情報を速やかに収集し的確な対応を進めるため、市と銚子地方気象台間のホットラインの運用、民間気象情報の活用及び異常現象発見時の通報等の内容を新たに記載しました。
	第5節 土砂災害対策	風-15	・土砂災害に関わる対応を明確にするため、警戒活動や住民への避難に関わる注意喚起等の応急活動の内容を新たに記載しました。
	第6節 竜巻等の突風対策	風-17	・竜巻等の突風に関わる対応を明確にするため、市から住民への情報伝達に関する考え方や各種応急活動の内容を見直しました。
	第7節	風-18	・雪害に関わる対応を明確にするため、大雪情報の収集・周知、道

章	節	頁	主な修正内容
	雪害対策		路対策、農作物等の発災時の対応の内容を見直しました。
	第10節 避難対策	風-20	「1 避難勧告等」 ・風水害による避難の遅れを防ぐため、避難勧告等の発令基準の見直し、発令区域や発令のタイミング及び住民への伝達内容を見直しました。
	第22節 帰宅困難者等対策	風-31	・風水害の場合、一定の予測が可能という前提に立ち、早い段階で対応することを原則として、各種応急対応の内容を見直しました。
第3章 大規模事故 対策計画	第1節 大規模事故対策 の基本方針	大-1	「1 応急活動体制」 ・大規模事故発生時の対応を明確にするために、配備基準を見直しました。
	第2節 航空機事故対策 計画	大-5	「2 情報収集・伝達体制」 ・航空機事故における情報収集・伝達の経路を明確にするため、情報収集伝達経路等の内容を見直しました。
	第8節 放射性物質事故 対策計画	大-25	「6 広域避難」 ・放射性物質事故では広域的な避難が必要となる場合があるため、広域避難に関する考え方を新たに記載しました。
附編 東海地震に 係る周辺地域 としての 対応計画	第1章 総則	東-1	「第1節 計画策定の趣旨」 ・本市が東海地震に係る強化地域の周辺地域に該当することを記載しました。
	第2章 東海地震注意情報から警戒宣言 までの対応措置	東-3	「第1節 異常発見から警戒宣言発令までの流れ」 ・東海地震関連情報に基づく対応を迅速かつ円滑に実施するため、東海地震関連情報の基準及び応急対策の考え方を見直しました。